

律令時代の郡家立地に関する一考察

門 井 直 哉

【要約】 律令時代の郡家の立地については、従来、交通の便に優れた場所に置かれる傾向が指摘されてきた。しかし、これらの多くは郡家と交通路との近接性を漠然と説くものであり、郡家がいかなる意味で交通の便に優れた位置にあつたのかという点については、これまであまり論及されてこなかった。本稿では、『出雲国風土記』および各地の郡家遺跡の検討を通じて、郡家建設の際に重視されていた条件について考察した。その結果、郡家建設の際には、郡内交通以上に一郡レベル以上の広域交通の便が重視されていたことが分かってきた。国府成立以前に創設された郡家については、国の領域的枠組みにとられずに各地域の幹線交通路沿いに立地したものとみられ、郡家立地において国内交通の便が意識されるようになったのは国府成立以降であつた可能性が考えられる。

史林 八三卷一号 二〇〇〇年一月

一 は じ め に

律令国家における地方行政機構を担っていた郡家の遺址探求は、永らく歴史地理学における主要な関心テーマの一つであり、「コオリ」地名をはじめとする郡家関係地名や白鳳寺院址の存在などを手がかりに、各地で郡家所在地を推定する試みがなされてきた。そして、国単位で郡家所在地を推定したいいくつかの研究では、諸国の郡家が交通路に近接して立地する傾向が指摘されており、このことは郡家立地の一般的特色とみなされている。

一方、一九六〇年代以降、開発に伴う膨大な埋蔵文化財の発掘調査が行われ、日本各地で郡家跡とみられる遺跡の発見・発掘が相次いだ。その結果、考古学の分野においても、これらの発掘成果をもとにした郡家研究が進展してきた。その内容は、主として遺構に立脚した郡家の構成および機能の解明に向けられているが、郡家の立地に関しても次のような指摘が見られる。すなわち山中敏史は、郡家遺跡が在地有力氏族の本拠地に営まれたもの（本拠地型）、その本拠地から離れて造営されたもの（非本拠地型）を問わず、「ほとんどが交通の要衝に立地している」とし、郡家建設の際に意図されたこととして「①中央政府や国衙、隣接した他の評衙・郡衙との交通のうえで、地理的に便利なところに位置すること。②評・郡内各地との交通に便利であり、物資の集散に適した地にあること。③国司の部内巡行や伝馬を利用する公私の往来の際、その休憩・宿泊の施設としての機能を有効に果たしうる場所に位置すること」の諸条件を指摘している。^③

この山中による指摘は郡家と交通路と関連性に加え、郡家の担っていた諸機能を踏まえた上で郡家の立地条件について言及したものである。ただし、山中の指摘する諸条件は、各地の郡家遺跡が交通路に近接するという事実からの推測にとどまるものであり、これらの条件が実際にどの程度考慮されたのか、という点については必ずしも詳細な検討が加えられてはいない。そして、この点を解明するためには、個別的な郡家立地についての事例検討だけでなく、少なくとも一国レベルで郡家所在地を俯瞰した上で、国府や近隣郡家との位置関係や郡内諸郷との位置関係から検討する作業も必要になってこよう。

そこで本稿では、山中の指摘を踏まえつつ、改めて郡家立地の特色および郡家建設の際に考慮された立地条件について考察してみたい。具体的にはまず、『出雲国風土記』により八世紀前半における諸郡家の位置や交通路網、および諸郷の分布状況などを一国レベルで把握することのできる出雲国をとりあげ、各郡家の国内交通に占める位置や郡内諸郷との位置関係を検討し、出雲国における郡家立地の特色について論じることにした。次に、各地の主要郡家遺跡についても目を向け、出雲国における郡家立地の特色との異同について検討し、郡家立地の実際のあり方について考察してみたい。

なお本稿の記述に際しては、「郡家」の語は、八世紀の史料の通例に従い、郡庁とこれを取りまく関連施設によって構成される官衙域、すなわち「郡衙」と同義で用いることにする。^④また、評制段階の郡家の前身官衙を指す場合も、本稿では立地上的の継続性を重視し、「郡家」の呼称を用いることにしたい。

① 足利健亮「律令時代における郡家の歴史地理学的研究」歴史地理学紀要五、一九六三。

② 千田稔「古代大和国の郡家と交通路」『人文地理学論叢』柳原書店、一九七一、中林保「古代美作国の郡家と交通路」『人文地理』七―四、一九七五、吉本昌弘「古代播磨国の郡家」『人文地理』三五―四、一九八三、など。

③ 山中敏史「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房、一九九四、三六八頁。

④ 「郡家」の用語に関しては、かつて方八町程度の都市域を持つもの

とみなされていた「国府」の概念との対応で、郡の役所の周辺地区を示す学術用語として足利健亮によって定義された。（足利健亮「郡衙の境域について」歴史研究一一、一九六九）しかし、近年までの発掘成果は、「国府」「郡家」ともに、そのような都市域を想定することに否定的な結果となっている。本稿では、記述の混乱を避けるために、とりあえず「郡家」を「郡衙」と同義のものとして扱うが、「郡家」の語義については、史料上の用法も含めて改めて検討し直す必要がある。

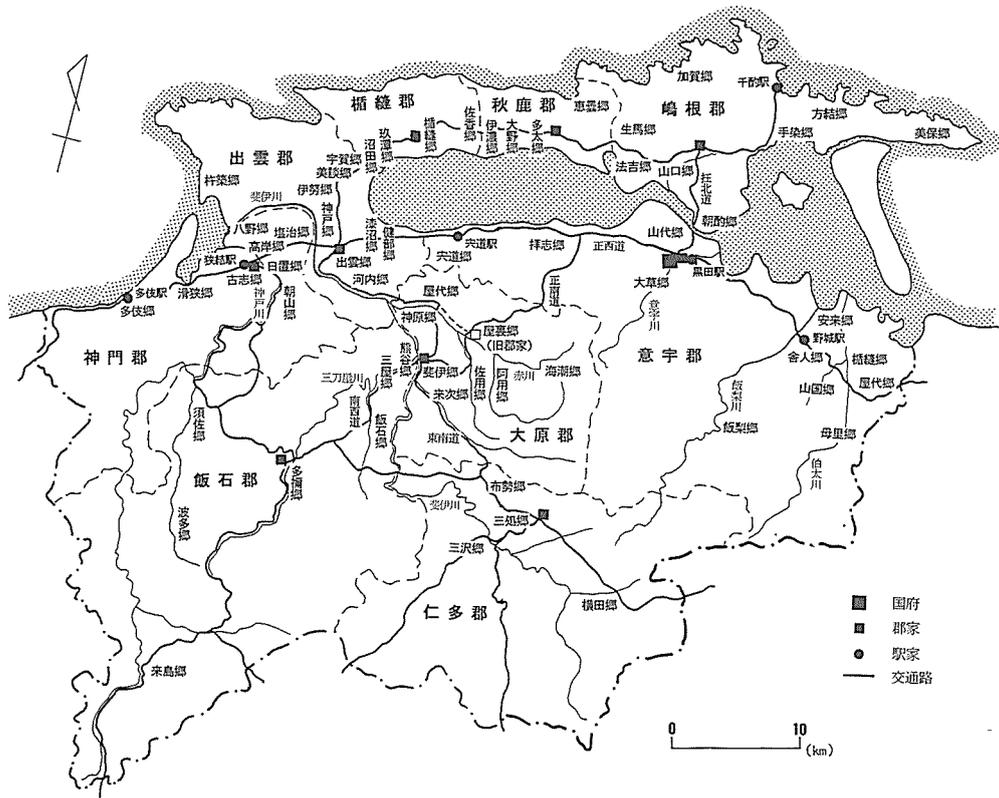
二 出雲国の郡家立地

(1) 出雲国の郡家の概要

天平五年（七三三）に成立した『出雲国風土記』（以下『風土記』）には、出雲国内諸郡のさまざまな地物・境界の位置について、各郡家を中心とした方位・里程が記載されており、郡家と郷の相対的な位置関係や、当時の交通路の状況をうかがい知ることができる。以下、『風土記』の記述をもとに、出雲国九郡^②（第1図）の郡家の立地状況について概述したい。

① 意宇郡家

意宇郡家については、巻末記に「国の東の堺より西のかたに去ること廿一里一百八十里にして、野城の橋に至る。（中略）又、西のかた廿一里にして国の庁、意宇の郡家の北の十字の街に至り、即ち、分れて二つの道と為る。一つは正西の道（正西道）、一つは北に枉れる道（枉北道）なり。北に枉れる道は、北のかた去ること四里二百六十歩にして、郡の北の堺なる朝酌



第1図 出雲国の概要

第1表 意宇郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)
母理郷	東南	39里190歩	21.16
屋代郷	正東	39里120歩	21.04
楯縫郷	東北	32里180歩	17.41
安来郷	東北	27里180歩	14.74
山国郷	東南	32里230歩	17.5
飯梨郷	東南	32里	17.09
舎人郷	正東	26里	13.88
大草郷	南西	2里120歩	1.28
山代郷	西北	3里120歩	1.82
拝志郷	正西	21里210歩	11.59
宍道郷	正西	37里	19.76
平均			14.3

の渡に至る。渡は八十歩なり。渡船一つあり。（中略）正西の道は、（中略）（来待橋より）西のかた一十四里三十歩にして、郡の堺に至る。」^③とあり、伯耆国境から西進してきた山陰道は、出雲国庁および意宇郡家の北の十字街で、出雲郡に連絡する正西道と、嶋根郡に連絡する枉北道とに分岐していたことが知られる。^④

意宇郡内の郷としては、母里・屋代・楯縫・安来・山国・飯梨・舎人・大草・山代・拝志・宍道の一一郷があげられている。これらの郷については、母里・屋代・楯縫・安来・山国・舎人の諸郷が伯太川流域、飯梨郷が飯梨川流域、大草郷と山城郷が意宇川流域、拝志郷が玉湯川流域、宍道湖岸に比定されており、意宇郡においては、後に能義郡として分立する伯太川・飯梨川流域に一一郷中七郷までが分布していたことになる。^⑤また、意宇川流域の二郷を除く全ての郷は、郡家から一〇キロメートル以上離れて分布していた。（第1表）

② 嶋根郡家

嶋根郡家は意宇郡家の「北の十字の街」で山陰道から分岐した枉北道沿いに立地し、さらに郡家付近で北方の千酌駅家へ向かう道と、西方の秋鹿郡へ向かう道とに分岐していたことが知られる。^⑦

嶋根郡内の郷としては、朝酌・山口・手染・美保・方結・加賀・生馬・法吉の八郷があげられている。これらの郷の位置については、朝酌・山口・生馬・法吉の諸郷が宍道湖沿岸、手染郷が中海沿岸、美保郷が美保湾沿岸、方結郷と加賀郷が日本海沿岸に比定されており、美保・方結・加賀の三郷は郡家から一〇キロメートル以上離れているが、その他の郷は郡家から一〇キロメートル圏内に分布していた。（第2表）

第2表 嶋根郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)
朝酌郷	正南	10里64歩	5.45
山口郷	正南	4里298歩	2.67
手染郷	正東	10里260歩	5.8
美保郷	正東	27里164歩	14.71
方結郷	正東	20里80歩	10.82
加賀郷	北西	24里160歩	13.1
生馬郷	北西	16里209歩	8.92
法吉郷	正西	14里230歩	7.89
平均			8.67

第3表 秋鹿郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)
恵曇郷	東北	9里40歩	4.88
多太郷	西北	5里120歩	2.88
大野郷	正西	10里20歩	5.38
伊農郷	正西	14里200歩	7.83
平均			5.24

③ 秋鹿郡家

秋鹿郡家は枉北海道沿いに立地し、嶋根郡と楯縫郡に連絡していたことが知られる。秋鹿郡内の郷としては、恵曇・多太・大野・伊農の四郷があげられている。これらの郷の位置については、多太・大野・伊農の諸郷が宍道湖沿岸に拓けた小河谷、恵曇郷が日本海沿岸に比定されているが、いずれも郡家から一〇キロメートル以内の範囲に分布していた。(第3表)

④ 楯縫郡家

楯縫郡家は枉北海道沿いに立地し、秋鹿郡と出雲郡に連絡していたことが知られる。楯縫郡内の郷としては、佐香・楯縫・玖潭・沼田の四郷があげられている。これらの郷は、宍道湖に向かって拓けた小河谷に比定されるが、いずれも楯縫郡家から五キロメートル圏内に分布していた。(第4表)

⑤ 出雲郡家

出雲郡家は正西道に沿って立地し、意宇郡と神門郡へ連絡していたことが知られる。また、枉北海道の項には「(楯縫・出雲郡境から)西のかた一十四里二百二十歩にして、出雲の郡家の東の邊なり。即ち正西の道に入る。」とあり、出雲郡家の東辺で、枉北海道が正西道に合流していたことも知られる。さらに、出雲郡条および大原郡条からは、斐伊川に沿って出雲・大原両郡家を連絡する交通路の存在がうかがわれ、その道もおそらくは出雲郡家付近で正西道から分岐していたものと考えられる。

出雲郡内の郷としては、健部・漆沼・河内・出雲・杵築・伊努・美談・宇賀・神戸

第4表 楯縫郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
佐香郷	正東	4里160歩	2.42	郡家所在地
楯縫郷	—	—	—	
玖潭郷	正西	5里200歩	3.03	
沼田郷	正西	8里60歩	4.38	
平均			3.28	

第5表 出雲郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
健部郷	正東	12里224歩	6.81	郡家所在地
漆沼郷	正東	5里270歩	3.15	
河内郷	正南	13里100歩	7.12	
出雲郷	—	—	—	
杵築郷	西北	28里60歩	15.06	
伊努郷	正北	8里72歩	4.4	
美談郷	正北	9里240歩	5.23	
宇賀郷	正北	17里25歩	9.12	
神戸郷	西北	2里120歩	1.28	
平均			6.52	

の九郷があげられている。これらの郷の位置については、健部・漆沼・美談・宇賀の諸郷が宍道湖岸、河内・出雲・杵築・伊努・神戸の諸郷が斐伊川流域に比定されるが、杵築郷を除く八郷は出雲郡家から一〇キロメートル圏内に分布していた。(第5表)

⑥ 神門郡家

神門郡家は正西道に沿って立地し、出雲郡と石見国安濃郡に連絡していたことが知られる。また、神門郡条・飯石郡条には、両郡家から神戸川上流に比定される両郡境までの里程が記載されており、神戸川沿いに南下して飯石郡家に連絡する交通路も存在したことがうかがえる。この道は、神門川左岸の出雲市古志町付近に比定されている神門郡家付近で正西道から分岐したものとみられる。

神門郡内の郷としては、朝山・日置・塩冶・八野・高岸・古志・滑狭・多伎の八郷があげられている。これらの郷の位置については、朝山・日置・高岸・古志の諸郷が神戸川流域、塩冶郷と八野郷が斐伊川流域、滑狭郷が神門水門沿岸、多伎郷が日本海沿岸に比定されるが、多伎郷を除く七郷は神門郡家から五キロメートル圏内に分布していた。

(第6表)

⑦ 飯石郡家

飯石郡家は南西道に沿って立地し、大原郡と備後国三次郡に連絡していたことが知られる。また、前述のように、

第6表 神門郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
朝山郷	東南	5里56歩	2.77	郡家所在地
日置郷	正東	4里	2.14	
塩冶郷	東北	6里	3.2	
八野郷	正北	3里210歩	1.98	
高岸郷	東北	2里	1.07	
古志郷	—	—	—	
滑狭郷	南西	8里	4.27	
多伎郷	南西	20里	10.68	
平均			3.73	

第7表 飯石郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
熊谷郷	東北	26里	13.88	郡家所在地
三屋郷	東北	24里	12.82	
飯石郷	正東	12里	6.41	
多禰郷	—	—	—	
須佐郷	正西	19里	10.15	
波多郷	西南	19里	10.15	
来嶋郷	正南	36里	19.22	
平均			12.11	

⑧ 仁多郡家

仁多郡家は大原郡より通じる東南道沿いに立地し、東南道は仁多郡家付近で、東方の伯耆国境へ向かう道と南方の備後国境へ向かう道とに分岐していた。

仁多郡の郷としては、三處・布施・三澤・横田の四郷があげられている。これらの郷は、いずれも斐伊川流域ないしその支流域に比定されるが、郡家から一〇キロメートル圏内にあるのは郡家所在地の三處郷と布施郷^⑮、三澤郷と横田郷は郡家から一〇キロメートル以上離れて分布していた。(第8表)

神門郡へと通じる交通路の存在もうかがわれるが、この道は、掛合町郡付近に比定される飯石郡家付近で南西道から分岐し、松笠川の谷を遡上して神門郡境へ向かったものとみられる。

飯石郡の郷としては、熊谷・三屋・飯石・多禰・須佐・波多・来嶋の七郷があげられている。これらの郷の位置については、熊谷・三屋・飯石・多禰の諸郷が三刀屋川流域ないしその支流域、須佐郷と波多郷が神戸川支流域、来嶋郷が三刀屋川および神戸川の上流域に比定されるが、郡家から一〇キロメートル圏内にあるのは、郡家所在地の多禰郷を含む二郷のみであり、その他の五郷は飯石郡家から一〇キロメートル以上離れて分布していた。(第7表)

第8表 仁多郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
三處郷	—	—	—	郡家所在地
布勢郷	正西	10里	5.34	
三澤郷	西南	25里	13.35	
横田郷	東南	21里	11.21	
平均	9.97			

第9表 大原郡家から諸郷への距離

	方位	里程	距離 (km)	備考
神原郷	正北	9里	4.81	旧郡家所在地
屋代郷	正北	10里116歩	5.55	
屋裏郷	東北	10里116歩	5.55	
佐世郷	正東	9里200歩	5.16	
阿用郷	東南	13里80歩	7.08	
海潮郷	正東	16里36歩	8.61	
来次郷	正南	8里	4.27	郡家所在地
斐伊郷	—	—	—	
平均	5.86			

⑨ 大原郡家

大原郡家については、意宇郡内の「玉造の街」で正西道から分岐した正南道が、さらに飯石郡に通じる南西道と、仁多郡に通じる東南道とに分岐する地点に立地していた。また、前述のように、大原郡家から斐伊川に沿って出雲郡家へ向かう道も存在したが、この道は木次町里方・山方付近に比定される大原郡家付近で、正南道から分岐したものとみられる。大原郡内の郷としては、神原・屋代・屋裏・佐世・阿用・海潮・木次・斐伊の八郷があげられている。これらの郷の位置については、木次郷と斐伊郷が斐伊川流域、神原・屋代・屋裏・佐世・阿用・海潮の諸郷が赤川流域ないしその支流域に比定されるが、いずれも郡家から一〇キロメートル圏内に分布していた。(第9表)

なお、大原郡家は、「大原と號くる所以は、郡家の東北のかた一十里一百一十六歩に田一十町ばかりありて、平原なり。故、號けて大原といふ。往古の世、此處に郡家ありき。今も猶舊の追に大原と號く」と記し、大原郡家が元来、斐伊郷にある郡家の東北一〇里一一六歩(約五・六キロメートル)の位置にあったことを伝えている。この位置は、同条に記す屋裏郷の方位里程に一致し、大原郡家の旧地は屋裏郷内にあったことになる。^⑩

(2) 出雲国における郡家立地の特色

前節でみてきたように、出雲国の郡家はいずれも近隣の郡家および国府へと通じる交通路沿いに立地するものであった。とりわけ、意宇・嶋根・出雲・神門・飯石・仁多・大原の各郡家は、隣接する郡や国境に通じる交通の分岐点ないしその付近に立地していることには注目される。また、秋鹿郡家と楯縫郡家に関しても、枉北道上で隣り合う島根郡家―秋鹿郡家―楯縫郡家―出雲郡家間の距離が、それぞれ二三里二八〇歩(約二二・八キロメートル)、二四里六四歩(約二二・九キロメートル)、二二里八〇歩(約二一・九キロメートル)となっており、ほぼ等距離関係にあることは注目されよう。これらの事実から、出雲国の郡家は、郡家間連絡に優れた位置にあったとみることができる。

なお、大原郡家については、ある時期、屋裏郷から斐伊郷へと移転したものと伝えられているが、その結果、大原郡家は「意宇・出雲・飯石・仁多」という三方面の交通の分岐点から、「意宇・出雲・飯石・仁多」という四方面の交通の分岐点に立地するようになっていた。この点に注目するならば、大原郡家の移転には、郡家間連絡の利便性を高める目的があった可能性が考えられよう。もつとも、移転後の大原郡家は、当時、沿川の諸郡を結ぶ重要な水路として機能していた斐伊川^⑧までわずか五十七歩(約一〇〇メートル)と近接して立地していることからすれば、大原郡家の移転の理由としては、むしろ斐伊川による水運利用の便を得る目的の方が強かったのかもしれない。しかしいずれにしても、大原郡家は移転後、陸上交通・水上交通の双方の面で、近隣の郡との連絡に優れた地点に立地するようになっていた点には注目すべきである。

一方、前述のように、従来、郡家立地に関しては郡内各地との交通の便も考慮されていた可能性が指摘されているが、出雲国の郡家立地は郡内各地との交通の便を考慮したものといえるであろうか。

試みに、郡家から五キロメートル、五―一〇キロメートル、一〇キロメートル以上の三つの範囲に分けて、郷の分布を検討してみると(第10表)、楯縫郡・神門郡では郡家から五キロメートル未満、嶋根郡・大原郡では郡家から五―一〇キロ

第10表 距離別郷分布

	5 km未満	5～10km	10km以上
意宇郡	2	—	9
嶋根郡	1	4	3
秋鹿郡	2	2	—
楯縫郡	4	—	—
出雲郡	4	4	1
神門郡	7	—	1
飯石郡	1	1	5
仁多郡	1	1	2
大原郡	3	5	—

メートル、意宇郡・飯石郡・仁多郡では郡家から一〇キロメートル以上の位置に分布する郷が大勢を占め、秋鹿郡・出雲郡では郡家から五キロメートル未満と五〜一〇キロメートルの位置に分布する郷が同数存在している。このように郡家を中心にした郷の分布状況は一樣でなく、郡内諸郷との距離関係だけでいえば、楯縫郡家や神門郡家は郡内諸郷との連絡に極めて優れた位置にあり、意宇・飯石・仁多の諸郡家は不利な位置にあったということになる。

もともと、郷の分布は郡域規模や地勢条件によって左右されるものであり、面積の大きな郡や山間の郡では郷が分散する状況も存在し得る。意宇・飯石・仁多の諸郷はいずれも郡域が広く、また後二者については山間の郡でもあることからすれば、郡家から離れた位置に多くの郷が分布することも当然といえよう。したがって、郡内諸郷との距離関係のみからこれらの郡の郡家立地に関して郡内諸郷との連絡の便が考慮されていなかったと一概にみなすことはできない。むしろ第1図において明らかのように、意宇郡家が正西道に沿って東西に広がる郷分布のほぼ中間地点に位置することや、飯石郡家や仁多郡家が郡内諸郷に通じる交通路の分岐点に位置することからすれば、これらの郡家についても、少なくとも諸郷へのアクセスという点では郡内で最も有利な地点にあったとみるべきであろう。

なお、出雲国では上記の郡に限らず、いずれの郡においても郷のほとんどは第1図に示す幹線交通路沿いに分布している。したがって、各郡ごとの郷の分布状況は様々で、郡家近辺に大半の郷が集中する場合もあれば、郡家から遠く離れて大半の郷が分布する場合もあるが、いずれにしても出雲国の郡家は諸郷へのアクセスという点で郡内の有利な地点に位置していたとみることができる。

以上を要するに、出雲国の郡家はいずれも近隣の郡家および国府へ通じる交通路沿いに立地し、広域交通に優れた地点に位置するものであった。また、このような幹線

交通路沿いの立地は、郡内諸郷へのアクセスという点でも有利であり、郡家の占地に際しては、広域交通の便とともに郡内交通の便についても考慮されていた可能性が考えられる。ただし、幹線交通路から大きく離れて位置する郷や、諸郷が郡家付近に集中する中で極端に郡家から隔たつて位置する郷もあり、郡家は必ずしも全ての郷と同じような条件で連絡し得たわけではなかったことには留意しておきたい。おそらく郡家の占地に際しては、まず広域交通の便が重視されたのであって、その上で、できるだけ多くの郡内諸郷へのアクセスに有利となる場所が求められたのであろう。

① 『風土記』には郡家から諸郷への里程が記されるが、具体的に郷の何を指したものであるかは必ずしも明らかでない。この点については、律令国家の地方末端支配機構としての郷家(郷衙)の存在をめぐる議論とも関連するところであるが、本稿では諸郷において中心的な役割を果たす何らかの拠点までの距離との解釈に留めておきたい。

② 『風土記』が編纂された当時の出雲国は、意宇郡・嶋根郡・秋鹿郡・楯縫郡・出雲郡・神門郡・飯石郡・仁多郡・大原郡の九郡で構成されていたが、一〇世紀までに、意宇郡の東半部が分割され能義郡が成立した。

③ 以下『風土記』の引用は、秋本吉郎校注『風土記』岩波書店、一九五八、による。

④ 『風土記』意宇郡条には「黒田の駅。郡家と同じき處なり。(中略)今は郡家の東に属けり。」とあり、郡家のすぐ東には駅家も併置されていたことが知られる。

⑤ なお、一〇世紀の『和名抄』段階では、意宇郡は八郷(六道・來待・拝志・神戸・忌部・山代・大草・筑陽)、能義郡は一〇郷(舎人・安来・楯縫・口継・屋代・山国・母理・野城・賀茂・神戸)で構成されている。

⑥ 一里 \equiv 三〇〇歩、一步 \equiv 一・七八メートルで算出。

⑦ 嶋根郡家の所在地は、従来、朝酌川流域の松江市下川津町納佐や福

原町付近に想定されてきたが、近年、松江市福原町芝原の芝原遺跡で、掘建柱建物跡や総柱建物跡、柵列跡、井戸状遺構といった、官衙的な遺構が検出されており、嶋根郡家の有力な候補地として考えられている。ただし、同地を嶋根郡家跡とみる場合、『風土記』に記される嶋根郡家から意宇郡境の朝酌渡や秋鹿郡境の佐太橋までの距離に矛盾が生じ、郡家跡とみるには問題があることも指摘されている。(松江市教育委員会『芝原遺跡』一九八九)

⑧ 『風土記』楯縫郡条には「楯縫の郷、即ち郡家に属けり」とあり、楯縫郡家は楯縫郷内にあったことが知られる。

⑨ 出雲郡家は、『風土記』出雲郡条に「出雲の郷、即ち郡家に属けり」とあり、出雲郷内にあったことが知られる。なお、近年、出雲郷にも比定される斐川町出西の後谷V遺跡において、郡家の正倉跡とみられる総柱の掘建柱建物や礎石建物、溝状遺構、炭化米などが検出されている。(斐川町教育委員会『斐川町文化財調査報告一五 後谷V遺跡』一九九六、池田満雄・安道年弘「郡衙と正倉跡」(山本清編『風土記の考古学』3 出雲国風土記の巻)同成社)一九九五)郡庁遺構については未検出であるが、今後の調査で、発見される可能性は高く、出雲郡家跡の有力な候補地と考えられる。

⑩ 『風土記』神門郡条には、「狭結の駅、郡家と同じき處なり」とあることから、神門郡家付近には駅家も設置されていたことがうかがえる。

⑪ 『風土記』神門郡条に「飯石の郡の堺なる堀坂山に通るは、一十九里なり。同じき郡の堺なる與曾紀村に通るは、廿五里一百七十四歩なり」、同飯石郡条に「神門の郡の堺なる與曾紀村に通るは、廿八里六十歩なり。同じき郡の堺なる堀坂山に通るは、廿二里なり」とある。「堀坂山」は出雲市所原から神戸川の支流に沿って南下し、佐田村淺原に越える山に比定され、「與曾紀村」は神戸川と大呂川の合流点の佐田村淀付近に比定されている。

⑫ 神門郡家は、『風土記』神門郡条に「古志の郷、即ち郡家に属けり」とあり、古志郷内であったことが知られる。その古志郷が比定される出雲市古志町の古志本郷遺跡では、神門郡家の郡庁の可能性がある八世紀から九世紀初頭にかけての掘立柱建物跡などの遺構が検出されている。（鳥根県埋蔵文化財調査センター資料「古志本郷遺跡調査成果の概要」一九九八）なお神門郡域内では他にも、高岸郷に比定される出雲市天神町の天神遺跡から、奈良時代から平安時代にかけての掘立柱建物跡や溝状遺構、墨書土器などが出土しており、郡家関連施設跡の可能性が考えられている（出雲市「出雲市天神遺跡」一九七二、出雲市「天神遺跡」一九七七、鳥根県出雲土木建築事務所・出雲市教育委員会「天神遺跡第七次発掘調査報告書」一九九七など）。また、日置郷に比定される出雲市上塩谷町の三田谷Ⅰ遺跡でも、掘立柱建物跡や「神門」と書かれた墨書土器、「大止乃」と書かれた簡書土器、「感寶（天平感宝）元年（七四九）の年記のある木簡等が出土しており、郡家関連施設跡の可能性が考えられている（鳥根県埋蔵文化財調査センター「斐伊川放水水路発掘物語」P4B「4」一九九八）。

⑬ 『風土記』飯石郡条に「多禰の郷、郡家に属けり」とあり、飯石郡家は多禰郷にあったことが知られる。

⑭ 『風土記』仁多郡条に「伯耆の国日野の郡の堺なる阿志毗祇緑山に通るは、三十五里一百五十歩なり」とあり、仁多郡家より東に向かう道が、伯耆国境を目指していたことがわかる。

⑮ 『風土記』仁多郡条に「三處の郷、即ち、郡家に属けり」とあり、仁多郡家は三處郷にあったことが知られる。三處郷は仁多町上三所・三所が遺称地名とされ、同地付近にある仁多町郡村には、「大領原」「内裏原」といった小字地名や、「大領神社」が存在し、仁多郡家の存在が想定されている。なお、仁多町郡村字カネツキ免のカネツキ免遺跡からは、大形円面硯や転用硯、「大」「上備」「小」「伴」「少」などと書かれた墨書土器をはじめ、須恵器・土師器・木製人形等多数の遺物が出土している。これらの遺物の年代は、ほぼ奈良時代のものであることから、ここには郡家が置かれていた可能性は低いが、郡司層あるいはこれに関係する官人層の居館跡であった可能性も指摘されている。（鳥根県教育委員会「鳥根県埋蔵文化財調査報告書 第X I 集」一九八五）

⑯ 『風土記』大原郡条には「斐伊の郷、郡家に属けり」とあり、大原郡家は斐伊郷内であったことが知られる。

⑰ 大原郡家の旧地は大東町仁和寺の遺称地名「郡家」付近に比定されている。

⑱ 斐伊川については、出雲郡条に「河の口より河上の横田の村に至る間の五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。出雲・神門・飯石・仁多・大原の郡なり。孟春より起めて季春に至るまで、材木を校へる船河中を沿流れり」とあり、当時、沿川の諸郡を結ぶ重要な水路とし

て機能していたことが知られる。

⑱ 『風土記』大原郡条

三 郡家遺跡の立地条件

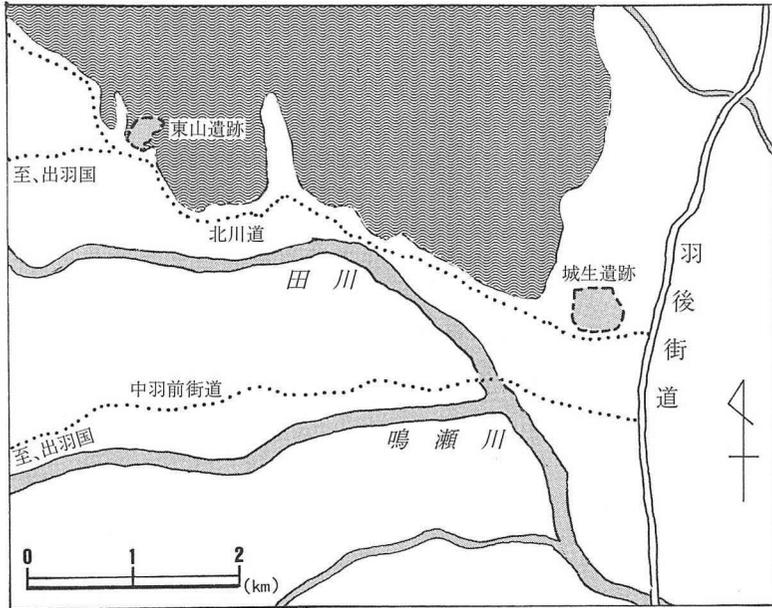
前章では出雲国の郡家立地についてみてきたが、同国の郡家はいずれも国内の幹線交通路沿いに立地し、近隣の郡家や国府との連絡に優れた位置にあった。出雲国のこのような郡家立地のあり方は、国内交通路網における諸郡家の有機的配置が意図されていた可能性を想起させるものである。しかしながら、出雲国における郡家立地の特色は、他の国々の郡家においても同様に指摘しうるであろうか。そこで本章では、各地で発掘されている郡家遺跡を俯瞰し、郡家立地の実態的側面、および出雲国の郡家立地の特色との異同について検討してみたい。

(1) 各地の郡家遺跡と交通路

郡家遺跡の発掘調査は、昭和一六年（一九四二）の茨城県土占郡遺跡（常陸国新治郡家）の調査を端緒に、戦後、全国各地で大規模開発に伴う発掘調査が次々と行われ、現在、郡家遺跡の数は五十ヶ所以上にのぼっている（第11表）。ただし、これら全ての遺跡で広範囲に渡る発掘調査がなされているわけではなく、郡家跡と推定されるものの、部分的な調査にとどまっている事例も含まれている。

時期は下るが、長元三年（一〇三〇）の「上野国交替実録帳」により、郡家は主として、租税や出挙の利息稲を収納する正倉、日常の政務を執り行う郡庁、公的使臣の往来や国司の部内巡行に際しての宿泊施設とみられる館^①、供食に関わる厨家といった施設によって構成されていたことが知られる。本節では、これら郡庁をはじめとする正倉・館・厨などの遺構の存在がある程度明らかにされている郡家遺跡をとりあげ、交通路との関係について検討してみたい。

① 東山遺跡（陸奥国賀美郡家）



第2図 東山遺跡とその周辺

宮城県加美郡宮崎町にある東山遺跡^②は、大崎平野の西端、奥羽山脈から南東に延びた丘陵末端部の台地上、東西三〇メートル、南北二五〇メートルほどの平坦面に立地している。この平坦面は、南から入り込んだ小さな沢とその延長上の大溝によって東西に二分されており、大溝の西側では正倉、東側中央部では郡庁、その北側には館や厨家の施設と想定される遺構が検出されている。また、台地縁辺は築地塀で囲まれ、台地を東西に二分する沢の入口には門が存在していたことが確認されている。同遺跡の造営年代は八世紀前半から一〇世紀中頃とみられている。

賀美郡内を通過する古代交通路としては、天平九年（七三七）に多賀城の鎮守府將軍大野東人によって開かれた陸奥・出羽連絡道の存在が知られる。『続日本紀』天平九年（七三七）四月戊午条によれば、東人は同年三月一日に約六千人の兵士を率いて色麻柵を発ち、その日の内に出羽国大室駅に到着したという。この行軍ルートについては、従来、色麻町四竈付近から羽後街道―中羽前街道―母袋街道を通り、出羽に至るルートが想定され

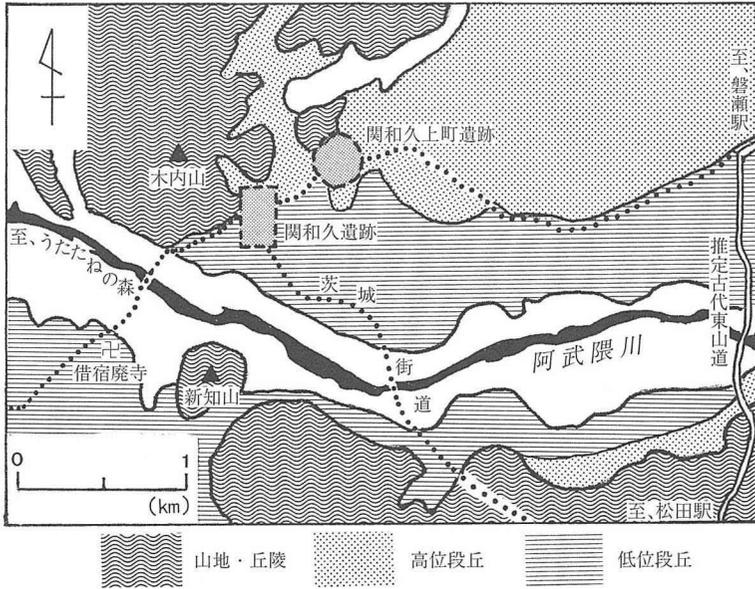
第11表 主要郡家遺跡

遺跡名	国郡名	存続期間	所在地	備考
名生館遺跡	陸奥国玉造郡	7C末～9C	宮城県古川市大崎	他所から移転？
東山遺跡	陸奥国賀美郡	8C前～10C中	宮城県加美郡宮崎町鳥嶋	
三十三間堂遺跡	陸奥国亶理郡	平安前半	宮城県亶理郡亶理町逢隈下郡	養老2年(718)常陸国多珂郡から分立 延喜6年(906)安積郡から分立
角田郡山遺跡	陸奥国伊具郡	7C中・後～	宮城県角田市枝野	
郡山五番遺跡	陸奥国標葉郡	8C前～	福島県双葉郡双葉町郡山	養老2年(718)常陸国多珂郡から分立 延喜6年(906)安積郡から分立
根岸遺跡	陸奥国磐城郡	7C後～10C	福島県いわき市平下大越	
郡遺跡	陸奥国菊多郡	奈良・平安	福島県いわき市勿来町窪田	養老2年(718)常陸国多珂郡から分立 延喜6年(906)安積郡から分立
郡山台遺跡	陸奥国安達郡	8C中～10C	福島県二本松市郡山台	
清水台遺跡	陸奥国安積郡	7C末～9C前	福島県郡山市清水台	養老2年(718)常陸国多珂郡から分立 延喜6年(906)安積郡から分立
関和久遺跡	陸奥国白河郡	7C後～10C後	福島県西白河郡泉崎村大字関和久	
大浦遺跡群	出羽国置賜郡	8C後～	山形県米沢市大浦	塔法田から郡家機能移転？
梅曾遺跡	下野国那須郡	8C初～10C	栃木県那須郡小川町梅曾	
塔法田遺跡	下野国芳賀郡	8C初?～	栃木県真岡市京泉	塔法田から郡家機能移転？
中村遺跡	下野国芳賀郡	8C後～11C中	栃木県真岡市中	
国府野遺跡	下野国足利郡	奈良・平安	栃木県足利市伊勢町	塔法田から郡家機能移転？
恒川遺跡	信濃国伊那郡	奈良・平安	長野県飯田市座光寺	
弥勒寺東遺跡	美濃国武義郡	7C後～10C前	岐阜県関市池尻	塔法田から郡家機能移転？
岡遺跡	近江国栗太郡	7C後～9C末	滋賀県栗太郡栗東町大字岡、目川、下戸山	
大郡遺跡	近江国神崎郡	8C～11C?	滋賀県神崎郡五箇荘町大字北町屋	塔法田から郡家機能移転？
古郡遺跡	常陸国新治郡	7C末～9C	茨城県真壁郡協和町大字古郡	
平沢遺跡	常陸国筑波郡	8C～9C	茨城県つくば市平沢	塔法田から郡家機能移転？
神野向遺跡	常陸国鹿島郡	8C前～9C終末	茨城県鹿島市宮中	
日秀西遺跡	下総国相馬郡	8C～9C	千葉県我孫子市日秀	塔法田から郡家機能移転？
大畑I遺跡	下総国埴生郡	7C末～8C後	千葉県印旛郡栄町大字龍角寺	
中宿遺跡	武蔵国榛沢郡	7C末～11C?	埼玉県大里郡岡部町大字榛沢新田	塔法田から郡家機能移転？
御殿前・七社神社前遺跡	武蔵国豊島郡	7C後～9C	東京都北区西ヶ原	
長者原遺跡	武蔵国都筑郡	7C末～10C	神奈川県横浜市緑区荏田町	塔法田から郡家機能移転？

今小路西遺跡	武蔵国鎌倉郡	8 C前～10C初	神奈川県鎌倉市御成町	
郡遺跡	駿河国益頭郡	奈良前～平安	静岡県藤枝市立花	
御子ヶ谷遺跡	駿河国志太郡	8 C前～9 C	静岡県藤枝市瀬古	
伊場遺跡	遠江国敷智郡	7 C後～10C	静岡県浜松市東伊場	
八幡林遺跡	越後国古志郡	8 C第2 四半～10C初	新潟県三島郡和島村大字両高	
高森遺跡	越前国丹生郡	奈良・平安	福井県武生市高森町	
花園遺跡	山城国葛野郡	8 C後～8 C末	京都府京都市右京区花園鷹司町	前後に移転？
正道遺跡	山城国久世郡	7 C第4 四半～9 C前	京都府城陽市大字寺田	
郡家川西遺跡	摂津国嶋上郡	7 C後～10C	大阪府高槻市郡家本町	
円明遺跡	河内国安宿郡	7 C末？～平安初	大阪府柏原市円明	
万代寺遺跡	因幡国八上郡	8 C前～9 C前	鳥取県八頭郡郡家町万代寺	
上原遺跡群	因幡国気多郡	7 C後～9 C	鳥取県気高郡気高町上原	
大高野遺跡	伯耆国八橋郡	奈良・平安	鳥取県東伯郡東伯町大字槻下	
後谷V遺跡	出雲国出雲郡	奈良～平安初	島根県簸川郡斐川町出西	
古志本郷遺跡	出雲国神門郡	8 C前～9 C初	島根県出雲市古志町	
吉田南遺跡	播磨国明石郡	奈良後～平安初	兵庫県神戸市垂水区玉津町	他所から移転？
高本遺跡	美作国英田郡	奈良	岡山県英田郡作東町江見	
勝間田・平遺跡	美作国勝田郡	奈良・平安	岡山県勝田郡勝央町勝間田、平	
宮尾遺跡	美作国久米郡	7 C末～9 C	岡山県久米郡久米町宮尾	
小殿遺跡	備中国英賀郡	奈良	岡山県上房郡北房町上水田	
下本谷遺跡	備後国三次郡	奈良後～平安初	広島県三次市西酒屋町	他所から移転？
小郡遺跡	筑後国御原郡	7 C中・後～8 C後	福岡県小郡市小郡	
下高橋馬屋元遺跡	筑後国御原郡	8 C前～9 C前	福岡県三井郡大字下高橋、鶴木	小郡から郡家機能移転？
へぼノ木遺跡	筑後国御井郡	8 C後？～9 C前	福岡県久留米市東合川	寺院から郡家へ移行？
大ノ瀬下大坪遺跡	豊前国上毛郡	8 C第2 四半～9 C初	福岡県築上郡新吉富村大字大ノ瀬	他所から移転？
吉野ヶ里遺跡群	肥前国神崎郡	奈良・平安	佐賀県神崎郡神崎町大字志波屋、鶴	
神水遺跡	肥後国詫麻郡	奈良・平安	熊本県熊本市出水	
立願寺遺跡	肥後国玉名郡	奈良中～平安中	熊本県玉名市立願寺	

※存続期間は当該遺跡において官衙的施設が造営されていた時期

※年代表記は各発掘報告書等に見える表記による



第3図 関和久遺跡とその周辺

ているが、色麻柵を中新田町城生の城柵跡とみられる城生遺跡に比定するならば、東人の行軍ルートは中羽前街道よりも北の山麓沿いを通過する近世に北川道と称されたルート^④をとったものと考えられる。東山遺跡はこの北川道沿い、城生遺跡の西約四・五キロメートルの地点に位置するが、東山遺跡もまた周囲を築地で取り囲むといった城柵の要素を備えていることからすれば、城生遺跡と東山遺跡を結ぶルートが軍用道として機能していた可能性は高いであろう。なお陸奥・出羽連絡道は、東山遺跡以西で近世北川道から離れて田川を渡河し、小野田町台崎から丘陵末端の緩斜面を上がって出羽国境へと向かったものとみられる^⑤。

② 関和久遺跡（陸奥国白河郡家）

福島県西白河郡泉崎村にある関和久遺跡^⑥（第3図）は、阿武隈川左岸の台地とその南側に広がる一段低い微高地上に立地している。遺跡の規模は東西二七〇メートル、南北四六〇メートルで、周囲は大溝によって区画され、南半部が正倉地区、北半部が郡庁をはじめとする官舎地区とみられている。同遺跡の造営年代は七世紀末から十世紀後半頃で、九世紀前半に建物数・規模が最大となり、最盛期を迎

えたものと考えられている。

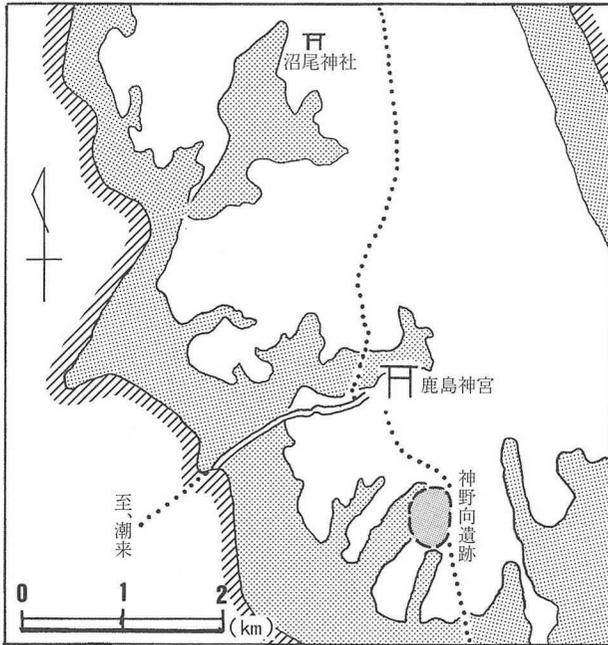
白河郡内には東山道が通過しており、雄野駅と松田駅の二駅が同郡内に置かれていた。^⑦これらの駅家の所在地については従来、雄野駅が白河市旗宿^⑧、松田駅が東村釜子付近に比定されており、松田駅からは阿武隈川の左岸丘陵麓を通り、磐瀬郡の磐瀬駅に向かったものと考えられている。^⑩なお、弘仁二年（八一二）には常陸国雄薩駅から久慈川を遡上し、松田駅に連絡する駅路も新設されている。^⑪

さて、東山道ルートを以上のような想定するならば、白河郡家は駅路まで最短でも約二・五キロメートルと隔たった位置にあったことになり、郡家と駅路との強い関連性は認められない。ただし、関和久遺跡以西の阿武隈川流域には、古来、名所・歌枕として世に知られた「うたたねの森」「人なつかしの山（木内山）」「人忘れじの山（新知山）」「や郡寺とみられる借宿廃寺、また同遺跡の東北五〇〇メートルには官衙関連施設とみられる関和久上町遺跡^⑫があり、白河郡家付近には、これらの地物を連絡するように阿武隈川沿いを東西に走る古い交通路が存在していたものと思われる。また、関和久遺跡の正倉地区付近から東南に進み、阿武隈川を渡り、燕内集落から上野出島を経て常陸国へと向かう常陸街道と称される古道がかつて存在していたという。^⑬これらの交通路が古代にまで遡り得るものだとすれば、白河郡家は駅路には近接しないものの、在地の幹線交通路の分岐点に立地していたことになる。

③ 神野向遺跡（常陸国鹿島郡家）

茨城県鹿島市にある神野向遺跡^⑭（第4図）は、鹿島台地の神野向支丘上に立地している。その規模は約八ヘクタールに及び、遺跡の北東部では郡庁および厨家、南西部では正倉とみられる遺構が検出されている。これらの施設の造営年代は八世紀前半から九世紀末とみられている。

鹿島郡内の古代交通路については、『常陸国風土記』行方郡条にみられる記述により、行方郡内の曾尼駅・板来駅を経て鹿島郡に至る駅路が存在していたことが知られる。^⑮ただしこの駅路は、常陸国府から鹿島神宮に向かう参詣路として整

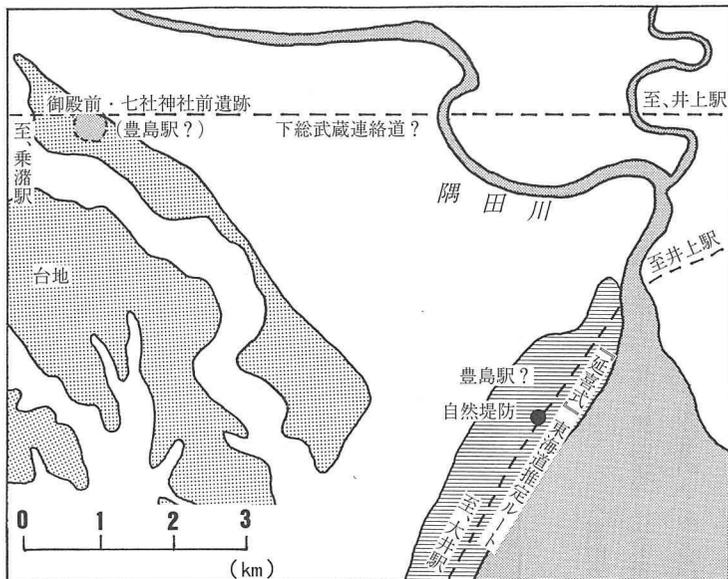


第4図 神野向遺跡とその周辺

備されたものとみられ、潮来町内に比定される板来駅からは船で北浦を渡り、鹿島市大船津付近で上陸して鹿島神宮へ至ったものと推定される^④。駅路のルートを上のように想定した場合、鹿島神宮の南約一・五キロメートルの地点に位置する神野向遺跡は、駅路からは離れて立地していたということになる。ただし、同遺跡の東限に推定されている鹿島神宮へ通じる旧国道一二四号が古代以来の交通路であれば、同遺跡は駅路の延長上にあるとみることができる。

なお、『常陸国風土記』香島郡条には「其社南 郡家 北沼尾池（中略）前郡所置（下略）」との一節がみえ、『風土記』編纂当時の郡家が社（鹿島神宮）の南に、旧郡家が北の沼尾池付近に置かれていたことが知られる。旧郡家については、鹿島市沼尾の沼尾神社周辺に求める説が有力であるが、その場合、旧郡家から鹿島神宮までの距離は約四キロメートルとなり、新郡家と鹿島神宮との距離以上に離れた位置にあることには注目しておきたい。

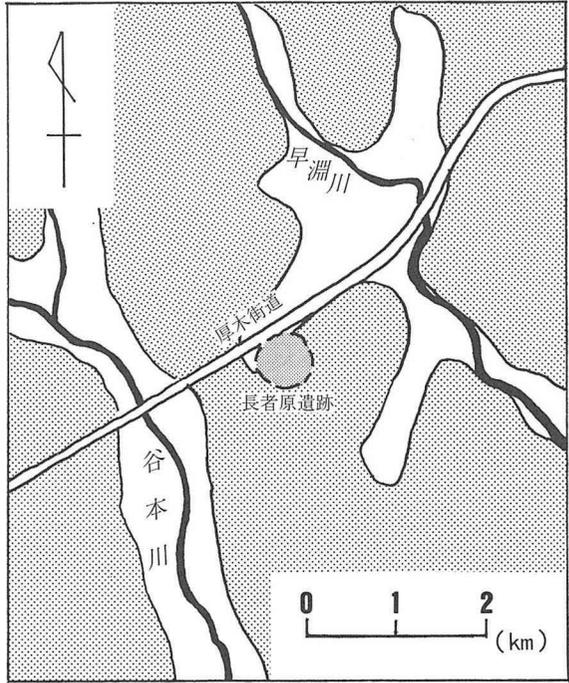
④ 御殿前・七社神社前遺跡（武蔵国豊島郡家）



第5図 御殿前・七社神社前遺跡とその周辺

東京都北区西ヶ原にある御殿前・七社神社前遺跡^⑩（第5図）は、荒川右岸の武蔵野台地北東縁辺部の平坦な台地上に立地している。官衙施設の造営期間は七世紀後半から九世紀代と考えられている。七世紀後半に始まる初期の官衙域はおよそ一五〇メートル四方の規模であり、郡庁・館・厨家・正倉などの施設が造営されている。八世紀第2四半期以降になると、官衙域の規模は東西五〇〇メートル、南北三五〇メートルと拡大し、官衙域の西から北へ鍵状に通じる幅一二〇メートルの道路を軸として、東部に郡庁と厨家、西北部に正倉、道路の屈曲部の南に厩家が配置される構造となっている。

なお官衙域を通過する道路については、中世の鎌倉街道に推定され現在も利用されている道路に重なり、八世紀代に遡る官衙の整備に伴って組み込まれた官道とみられている^⑪。『続日本紀』神護景雲二年（七六八）三月一日条には「下総国井上・浮島・河曲の三駅、武蔵国乗漕・豊島の二駅は、山海両路を承けて使命繁多なり。」とあり、当時東山道に所属していた武蔵国と東海道に属する下総国とを結ぶ駅路の存在が知られている。同遺跡では厩家地区に隣接



第6図 長者原遺跡とその周辺

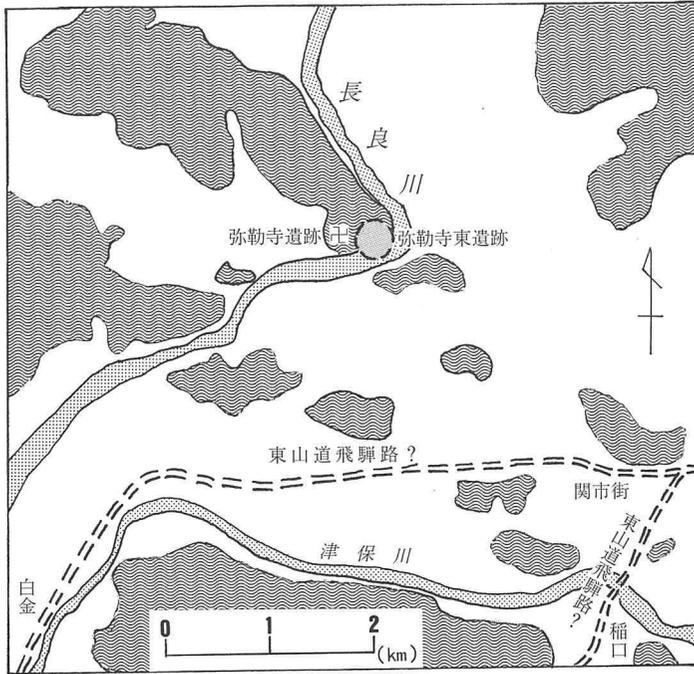
れている。なお、武蔵国は宝亀二年（七七二）に東山道から東海道へと移属されているが、『続日本紀』には「今東海道は、相模国夷参駅より下総国に達す。其の間四駅。往来便近なり。」とあり、宝亀二年当時の東海道駅路は、相模国夷参駅から武蔵国内の四駅を経て下総国に達するものであったことが知られる。そのルートについては、従来、厚木街道よりもさらに内陸部を通過するコースが想定されており、厚木街道ルートが正式に東海道駅路となったのは、宝亀二年以降、八世紀後半から一〇世紀までのいずれかの時期ということになる。

して駅家施設の存在も推測されており、この道路は駅路として機能していた可能性が高い。

⑤ 長者原遺跡（武蔵国都筑郡家）

横浜市青葉区荏田町にある長者原遺跡^②（第6図）は、多摩丘陵南端の早淵川と谷本川に挟まれた北に延びる東西二つの舌状丘陵台地上に立地している。遺跡は西側丘陵上の東西約七〇メートル、南北約一九〇メートルの範囲に正倉を、東側丘陵上の東西約一〇〇メートル、南北約二〇〇メートルの範囲に郡庁および館・厨家を配した構造となっている。これらの官衙施設の造営期間は、七世紀末から一〇世紀代とみられている。

同遺跡の西に隣接して厚木街道があるが、この道は従来、『延喜式』段階の東海道駅路に比定さ

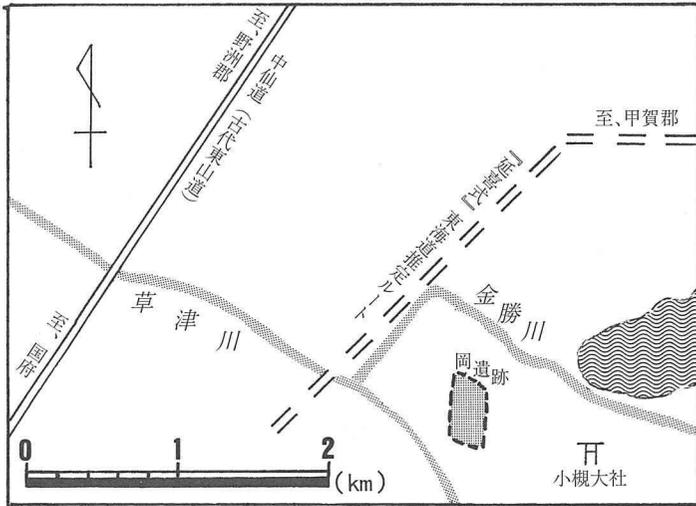


第7図 彌勒寺東遺跡とその周辺

⑥ 彌勒寺東遺跡（美濃国武義郡家）

岐阜県関市にある彌勒寺東遺跡²⁵（第7図）は、長良川右岸に接する丘陵麓に位置している。同遺跡のすぐ西隣には白鳳期の彌勒寺跡が存在し、武義郡の郡領氏族と目される牟義都氏の氏寺と考えられている。遺跡の規模は東西約二五〇メートル、南北約二〇〇メートルであり、遺跡の中央南半部に郡庁、その北側に正倉、東北部に館・厨家が配されている。また、同遺跡では郡家の前身建物とみられる大型建物跡も検出されている。これらの官衙施設の造営期間は七世紀後半から十世紀前半頃と推定されている。

武義郡には飛驒国へ向かう東山道支路が通過していた。そのルートは、津保川を関市白金付近で渡り、小屋名―関市街―肥田瀬―富加町大平賀へ至るものと、稲口で津保川を渡り、肥田瀬―富賀町大平賀へ至るものと二通りのルートが推定されている。²⁶『延喜式』にみえる武義駅の具体的な位置については不明であるが、岐阜市長良付近に比



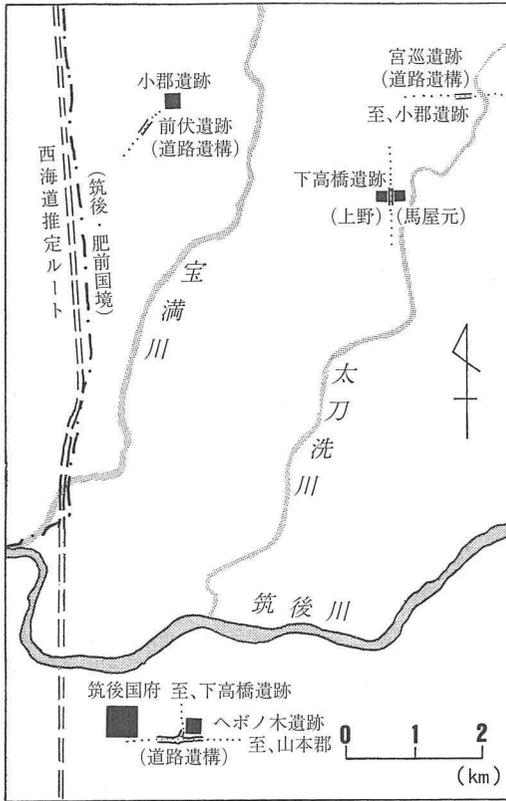
第8図 岡遺跡とその周辺

定される前駅の方県駅との距離関係からすれば、関市街付近に求めるのが妥当であろう。いずれにしても東山道支路が以上のようなルートをとるものであったとすれば、郡家から駅路までの距離は最短でも約二キロメートルと隔たっていたことになる。

武義郡家については陸上交通路よりも、むしろ河川に隣接して立地していることが注目すべき点といえる。長瀬仁は「壬申の乱の初動において派遣された美濃出身と思われる三名の舎人の人選が、村国連男依の場合が木曾川流域にその本貫を占め、兵員や物資を運ぶ兵站到木曾川を利用できる位置にあったこと、身毛君広の場合、同様に長良川が利用できる位置にあったことなどが考えられ、ムゲツ氏と長良川の水運には密接不可分の関連が考えられる」と指摘しているが、武義郡家がこのような場所に立地したのも、おそらくは長良川と関係の深い牟義都氏の性格に負う所が大きかったであろう。²⁴⁾

⑦ 岡遺跡（近江国栗太郡家）

滋賀県栗太郡栗東町にある岡遺跡²⁵⁾は、金勝川と草津川とに挟まれた舌状の丘陵地の先端部に位置している。岡遺跡周辺は郡内随一の古墳集中地域であり、岡遺跡の東南約七〇〇メートルには式内小槻大社も存在しており、栗太郡の郡領氏族であつ



第9図 小郡遺跡とその周辺

た小槻山氏の本拠地とみられる。遺跡の規模は東西約二二〇メートル、南北約三三〇メートルに及び、官衙施設の造営期間は七世紀後半から九世紀代とみられている。遺跡には数次の変遷が認められるが、最も良く整備された八世紀前半から中頃の時期では、中央部東寄りの地区に郡庁が置かれ、その西隣に正倉地区が置かれていた。さらに、正倉地区の南側は館・厨家地区、北側には雑舎地区とみられている。これら各地区は溝や塀によって区画されていた。

同遺跡の北西約二・五キロメートルには近世の中山道が走り、これは古代の東山道に比定されている^⑩。また同遺跡の西約五〇〇メートルには、金勝川沿いに北東・手原方面に通じる古代東海道^⑪の存在が推定されている。なお、この道が東海道となるのは大津京の時代と長岡京遷都以降のことであり、大和に都が置かれていた時代には東海道として位置づけられていなかった。しかし、その場合でもこの道は近江国府から甲賀郡へと通じる重要な幹線道路として機能していたものと思われる。

⑧ 小郡遺跡（筑後国御原郡家）

福岡県小郡市にある小郡遺跡^⑫（第9図）は、宝満川西岸の低台地上に立地し、遺跡の規模は方二町ほどの広がりをもっている。同遺跡における官衙施設の造営期間は七世紀末から八世紀代とみられて

いるが、最も整備されたⅡ期（七世紀末～八世紀前半）の状況は、南東部に郡庁、その北側に正倉、西方に館を配した構造となつている。なおこの時期の建物群は、主軸が約四〇度東にふれている。

周辺の交通路については、同遺跡の西一・三キロメートルの筑後国と肥前国との国境に西海道が想定されている^③。また、同遺跡の西南約四〇〇メートルにある前伏遺跡では、幅六メートルの側溝を持つ道路状遺構が検出された^⑤。この道路遺構は、東北に延長すれば小郡遺跡Ⅱ期の郡庁正面に達するものであり、郡家への導入路であった可能性が指摘されている^⑥。さらに、同遺跡の東約八キロメートルにある宮巡遺跡では、幅九メートル、総延長約五〇メートルの東西方向に延びる道路状遺構が検出された^⑦。この道路は西へ延長すると小郡遺跡のすぐ南を通過することから、小郡遺跡の南を通つて西海道に合流する東西交通路の存在も推定されている^⑧。

なお小郡遺跡では、Ⅲ期（八世紀中頃～後半）になると建物群の方位が真北方向に変化するが、各施設の配置はほぼⅡ期のそれを踏襲し、Ⅱ期の郡庁地区には正殿・後殿・西脇殿に相当する建物群、Ⅱ期の館地区には廂付建物を含む建物群が配置された。Ⅱ期の正倉地区にも築地で囲まれた一郭が形成されるが、内部の建物は確認されていない。この築地側溝からは千本以上の大量の鉄鏃が出土し、側溝の深さも一メートル以上を測ることから、Ⅲ期の遺構については軍事的な性格も考えられている^⑨。

これに関連して、近年、官衙遺構を検出した太刀洗町下高橋遺跡の存在は大いに注目される。下高橋遺跡は小郡遺跡の東南約三・三キロメートルの宝満川左岸に展開された扇状台地の東南縁辺部に位置している。遺跡は西側の上野地区と東側の馬屋元地区とに分れており、両地区の間には幅六メートルほどの道路的遺構が検出されている。両地区の性格については、遺構の特色から、上野地区が正倉地区、馬屋元地区が政庁・館・厨を包括した地区とみられている^⑩。

両地区における官衙施設の造営時期については、上野地区が七世紀後半以降、八世紀前半には確実に造営されていたとみられている^⑪。一方、馬屋元地区における官衙施設の造営時期は、八世紀前半から九世紀前半代とされる。ただし、同地

区の官衙施設は八世紀後半から九世紀初頭の頃に拡充整備されたようであり、外郭ラインもこの頃に完成したものと推測されている。^④これは小郡遺跡Ⅲ期とほぼ重なる時期であり、小郡遺跡が上記のような状況であったことからすると、この時期に郡家が小郡から下高橋へ移転した可能性は極めて高い。

なお、上野地区と馬屋元地区の建物・外郭ラインの主軸方位は異なっているが、これは両者の造営時期の相違によるものとみられている。^④また、両地区の間を通る道路遺構の方位は馬屋元地区のそれと一致しており、この道路については下高橋遺跡が郡家として整備されるのに伴って敷設された可能性が考えられる。この道路を南に延長し、太刀洗川沿いを進んで筑後川を渡河すれば、枝光台地上の筑後国府や御井郡家と推定されるヘボノ木遺跡に至ることに注目しておきたい。

(2) 郡家遺跡の立地の特色

1 郡家立地と交通路

以上、主要郡家遺跡の概要について述べてきたが、ほとんどの遺跡の周辺には、隣接する国郡へと連絡する交通路の通過が想定されるものであった。その中において、美濃国武義郡家は陸上交通路とは隔離し、長良川に隣接する極めて特異な立地といえるが、同郡家は長良川を通じて隣接する山県郡や方県郡方面へと連絡することが可能であり、武義郡においては長良川が交通路として機能していたとみられる。したがって、前節でみた郡家に関しては、いずれも郡レベル以上の広域交通を意識した立地とみることができる。これは第二章でみた出雲国の郡家立地とも共通する特色といえよう。

一方、前節でみた郡家遺跡では、次のような出雲国の郡家立地との相違点をも指摘することができる。それは、出雲国の帯駅路郡（意宇・出雲・神門・島根）の郡家はいずれも駅路沿いの立地が想定されるものであったが、帯駅路郡の郡家は必ずしも駅路に近接していないという点である。

例えば、前節でみた帯駅路郡の事例では、武蔵国豊島郡家については駅路沿いに立地した可能性が高いが、陸奥国白河

郡家や美濃国武義郡家などは推定駅路よりも二キロメートル以上隔たつて立地している。また、近江国栗太郡家付近には東海道が想定されているが、これは長岡京遷都以降の駅路と位置づけられたものであった。長岡京遷都以前に栗太郡内を通過した駅路は、郡家より約二・五キロメートル離れた位置に想定される東山道であり、したがって栗太郡家についても基本的には駅路から隔たつて立地していたことになる。前節ではとりあげていないが、同様に帯駅路郡にあつて駅路から離れて立地した郡家としては、他にも静岡県の御子ヶ谷遺跡（駿河国志太郡家）や郡遺跡（駿河国益頭郡家）、栃木県の塔法田遺跡・中村遺跡（下野国芳賀郡家）などがあげられる。

このように帯駅路郡の郡家は駅路から離れて立地している場合もあり、駅路は必ずしも郡家の立地を規定する要素ではなかった。直線的な計画道路の全国的な施行時期については、近年の発掘成果から七世紀後半に行われたとの見方が強まつており、^⑤ 駅路の整備は七世紀末頃から八世紀初頭における全国的な郡家の創設に先んじていた可能性もある。しかし、それにも関わらず、駅路が郡家立地を規定する要素となり得ていなかったのは、両者の性質の差異に起因するものと考えられる。

すなわち、郡家は郡内の行政・司法・徴税に携わる在地支配の拠点施設であり、このような機能を十分に果たすためには、郡（評）成立以前から存在する各地域の幹線交通路に近接することが有利であつたと考えられる。一方、駅路は中央と地方を連絡する国家レベルの新しい交通体系であり、目的地に至る最短ルートを指向し、とりわけ平野部においては既存の交通路や集落とは無関係に直線的計画道路が敷設されることもあつた。駅路は必ずしも各地域の幹線交通路に一致するとは限らず、このような場合に、郡家が駅路から離れて立地する結果となつたのであろう。逆に、駅路が各地域の幹線交通路をもとに整備された場合や、そのような幹線交通路として機能しうる場合には、郡家は駅路に近接した立地となつたであらう。要するに、郡家の占地に際しては、あくまでも各地域の幹線交通路に近接することが重視されたのであつて、駅路に近接すること自体は、郡家の立地条件としては二次的な条件であつたとみられる。

また前述のように、郡家立地に関しては、従来、国府との交通の便が考慮されていた可能性も指摘されており、前章でみた出雲国の郡家立地などは、まさにそのような可能性を推測させる事例であった。しかしながら、例えば武蔵国都筑郡家は国府の置かれる多摩郡方面ではなく、相模国一下総国方面に通じる後の東海道駅路沿いに立地し、美濃国武義郡家も国府の置かれる不破郡方面に通じる東山道駅路（支路）沿いではなく、尾張国方面へと流下する長良川沿いに立地するなど、必ずしも国府との交通の便が考慮されていたとは言い難い。したがって、郡家立地に関して従来の指摘にみられるような国府との交通の便が意識されていたという点は強調することはできないであろう。これは、郡家の一般的な創設時期は七世紀末から八世紀初め頃とされ、一方、国府の全国的な創設時期については第Ⅱ四半期を中心とする八世紀前半から八世紀中頃にかけての時期とみられていること^⑩、つまり、一般的には郡家の造営が国府の造営に先行することからすれば、むしろ当然のことと思われる。

以上を要するに、各地の郡家遺跡の立地については、出雲国の場合と同様、いずれもその周辺に隣接する国郡へ連絡する交通路の通過が想定され、郡レベル以上の広域交通が意識されたものとみることができるといえる。ただし、帯駅路郡の郡家については必ずしも駅路に近接して立地していないことや、七世紀末から八世紀初頭に創設された郡家には国府との交通の便に優れているとは言い難い事例もあること、といった出雲国の郡家立地との相違点もあり、郡家の占地に際しては、あくまでも各地域における幹線交通路沿いに立地することが重視されたものと思われる。

その意味では、本章の冒頭で筆者は、近隣の郡家や国府との連絡に優れた位置にある出雲国の郡家立地のあり方について、国内交通路網における諸郡家の有機的配置が意図されていた可能性を想起させるとしたが、実態としては、むしろ各地域の幹線交通路沿いに諸郡家が建設されていた一つの結果として、そのような立地になったとみた方が妥当であろう^⑪。

2 郡家の移転と施設配置

郡家遺跡の造営期間については、遺構の時期決定の根拠となる遺物の年代観が研究者や地域によって異なる場合もあつ

て必ずしも確定的なものとはいえないが、概ね七世紀末から九世紀代に推定される事例が多い。これらの遺跡では、創設当初の場所において施設の建替えをしながら郡家が継続的に造営されていたとみられる。

一方、出雲国大原郡家や常陸国鹿島郡家のように、ある時期に郡家が他所から移転してきたことが史料によって伝えられている事例もある。また、前節で見た筑後国御原郡家は、遺構・遺物の状態から八世紀中頃～後半における郡家の移転が想定される事例であった。郡家の移転が想定されている事例は他にも下野国芳賀郡家があり、同郡家については九世紀代に塔法田遺跡から南西一一キロメートルの中村遺跡へ移転した可能性が指摘されている^⑬。初現時期が八世紀以降に推定される郡家遺跡については、福島県の郡山台遺跡や郡遺跡のように新郡成立にとまなう郡家設置の場合もあるが、郡内他所からの移転であった可能性が高い。

このように郡家には創設当初の場所から他所へと移転したケースも少なからず存在していたものと思われる。これらの郡家移転の直接的な原因については不明であるが、移転後の郡家立地には大きく次の二タイプが存在することを指摘することができる。

〔国府接近型〕

国府との連絡の上でより有利な位置に移転するタイプである。

このタイプに属する例としては、前節で見た筑後国御原郡家があげられる。第9図が示すように同郡家は移転によって位置的には筑後国府へと近づくことになっている。また、移転前の御原郡家は、筑後国府に至るには少なくとも宝満川と筑後川の二つの大きな河川を渡河しなければならなかったが、移転後の御原郡家では、太刀洗川沿いを南下したものとすれば、筑後川の渡河のみということになり、よりスムーズに筑後国府へと連絡し得たとみることができる。

新旧の郡家所在地が判明している事例では、他にも常陸国鹿島郡家や下野国芳賀郡家などをこのタイプに含めることが

できるであろう。^⑩さらに平安時代前期の陸奥国巨理郡家（三十三間堂遺跡）も、旧郡家所在地については不明であるが、郡域内において極めて陸奥国府方面に偏した位置にあることからすれば、やはり同タイプに位置づけられる可能性がある。^⑪

〔諸方面連絡型〕

国内諸方面への連絡の上でより有利な位置に移転するタイプである。

このタイプに属する例としては、まず出雲国大原郡家あげられよう。同郡家は国府からは遠ざかる方向へと移転しているものの、斐伊川流域諸郡との交通の便に関してはむしろ向上したとみることができよう。

第11表に見える事例では、播磨国明石郡家や筑後国御井郡家などもこのタイプに位置づけられる可能性がある。

前者に比定される吉田南遺跡における官衙施設の造営年代は、奈良後半期から平安初期に推定され、遺跡の南方には山陽道、西方には美濃郡方面に向かう交通路^⑫の存在が想定されている。移転前の明石郡家の所在地については、同遺跡の南東約三キロメートルに位置する太寺廃寺付近に求められる可能性が指摘されている。^⑬旧明石郡家付近にも山陽道の通過が想定されるが、明石郡家は移転によって播磨国府方面へ接近する同時に、山陽道と美濃郡方面へ向かう交通路の分岐点に位置する結果となっている。

また、後者に比定されるヘボノ木遺跡の官衙施設の造営年代は、八世紀前半から九世紀前半とみられているが、遺跡の性格については、当初寺院であったものが八世紀後半に郡家となったとの見方もなされている。^⑭ヘボノ木遺跡は筑後川を渡河して御原郡方面に向かう道路と、筑後川沿いを山本郡・竹野郡・生葉郡方面に向かう道路の分岐点に位置しており、^⑮八世紀後半に御井郡家の移転があったとするならば、その占地に際してこのような交通の便が意識されていた可能性が考えられる。

このように移転後の郡家立地には二つのタイプがみうけられるが、いずれにしても郡家の移転先の選定にあたっては、

国府と郡家との連絡や郡家間相互の連絡といった国内交通の便が考慮されていた可能性が考えられる。郡家の移転が一般的であったかどうかは、現在知られている郡家遺跡の数から判断することはできないが、少なくともこのような事例の存在は、八世紀以降には郡家の交通機能を向上させようとする状況があったことを示しているように思われる。

また、このような状況は郡家の立地のみならず、形態に反映される場合もあつたようである。例えば、前節でみた移転後の筑後国御原郡家は、道路を基軸として官衙ブロックが東西に配置される構成となつている。また、武蔵国豊島郡家も、移転は行われていないものの、八世紀第Ⅱ四半期以降、官道が官衙域内に組込まれ、これを基軸として郡家施設を計画的に配置する構成へと整備されている。他にも第11表にみえる豊前国上毛郡家に比定される大ノ瀬下大坪遺跡では、郡庁とみられる官衙ブロックに隣接して官道遺構が発見されており、郡庁以外の他施設の所在は不明であるが、官道を基軸とした官衙施設の計画的配置の可能性がうかがえる。現在知りうる事例は決して多くはないものの、このように八世紀以降の郡家の中に、交通路を官衙域内に取り込む形で整備されている事例が見受けられることは注目される。これは前節の事例をはじめとする七世紀末から八世紀初頭に出現する郡家の多くが、交通路に近接しながらも独立的な官衙域を構成しているのとは対照的といえよう。

以上のような郡家の立地上あるいは形態上の変化は、前述した第Ⅱ四半期を中心とする八世紀前半から八世紀中頃における国府の成立が少なからず影響を与えたものと推測される。おそらく、国府という国内行政拠点の成立によって、「国司が郡の行財政などを統轄する国郡制による律令制的地方支配が名実ともに確立」し、郡家においては国府との交通や郡家間相互の交通が強く意識されるようになったのであろう。

律令の規定によれば、郡には伝馬が配置され、任国へ赴く国司や移送される罪人、伝符を携行する公使などの迎送の任に供されることとなつてゐた。また、天平期の郡稲帳や正税帳からは、多様な往来人や部内を巡行する国司が、郡において食糧の供給を受けていたことが知られる。さらに、延暦二年（七八三）伊勢国計会帳からは、国符が郡から郡へと通送さ

れていたことがうかがえる。^⑧ このように律令期の郡には交通に関わる機能が付与されており、基本的には郡家において果たされていたとみられる。これらの交通機能は国府の成立以前から郡家に備わっていた可能性が高く、郡家が交通路に直接して立地したのも、このような交通機能が郡家に付与されていたことによるのであろう。

しかし前述のように、七世紀末から八世紀初頭に成立をみた郡家は、あくまでも各地域の幹線交通路沿いに立地したものであり、この段階においては国内交通の便が特に意識されることはなかったと思われる。八世紀以降の郡家の移転や道路を基軸とした施設配置への変化は、国府を中心として展開する国内交通路網上に改めて郡家を位置づける側面を有していたのではないだろうか。

- ① 吉田晶『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三、三〇四—三〇五頁。
- ② 同遺跡の概要は、宮城県宮崎町教育委員会『東山遺跡XⅡ』、一九九八。による。
- ③ 井上通泰『上代歴史地理新考』東山道、三省堂、一九四三、四七九—四八〇頁。
- ④ 宮城県教育委員会『宮城県文化財調査報告書第六六集 歴史の道調査報告書』一九八〇、四一—四二頁。
- ⑤ 宮崎町の郷土史家猪俣哲夫氏の御教示によると、台崎から丘陵緩斜面を上がり山形県尾花沢市へ向かうこの道は、近世に出羽街道と称されていたという。
- ⑥ 同遺跡の概要は、福島県教育委員会『関和久遺跡』一九八五。による。
- ⑦ 『延喜式』兵部省諸国駅任馬条
- ⑧ a 吉田東伍『大日本地名辞書』第七卷奥羽、富山房、一九〇〇、七三頁。b 井上 前掲③、三一〇頁。c 大槻如電『駅路通』上巻、西
- 書店、一九一五、六五頁。
- ⑨ 前掲⑧ a、九五頁。前掲⑧ c、六五頁。
- ⑩ 山田安彦『陸奥国』、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅱ』大明堂、一九七八、九九頁。
- ⑪ 『日本後紀』弘仁二年（八二一）四月二日条
- ⑫ 『枕草子』『八雲集』『回国雜記』
- ⑬ 『夫木集』
- ⑭ 近年の発掘調査結果によると、同遺跡は正殿と考えられる大形掘立柱跡を中心とし、溝と築地による内郭・外郭の二重の区画を持つことが判明している。（福島県教育委員会『関和久遺跡X』一九九二）このことから、同遺跡については白河郡家の郡庁として機能していた可能性も指摘されており、この場合、関和久遺跡は正倉を中心とした郡家の一ブロックとしての役割を担っていたものと考えられている。
- ⑮ 前掲⑥、五頁。
- ⑯ 同遺跡の概要は、本田勉『鹿島の郡衙』、茂木雅博編『風土記の考

古学①常陸国風土記の巻」同成社、一九九四。による。

①⑦ 『常陸国風土記』行方郡条の曾尼駅について記す箇所「向香島陸之駅道也」とある。

①⑧ なお、板来駅は弘仁六年（八一五）に廃止されており（『日本後紀』弘仁六年二月条）、以降、鹿島神宮参詣路は駅路としては機能しなくなつたと考えられる。

①⑨ 同遺跡の概要は、a 中島広頭「武蔵国豊島郡衙の構造と変遷」古代史研究二一、一九九三。b 同「武蔵国豊島郡衙と豊島駅」古代交通研究七、一九九七。による。

②⑩ 前掲①⑨ b

②⑪ 中島広頭は『続日本紀』神護景雲二年の記事に見える武蔵国豊島駅を同遺跡に求め、駅家が郡家に併設されたとする見解を示している（前掲①⑨ b）。なお、『延喜式』段階の東海道駅路については従来、荏原郡大井駅から東京湾沿いに北上し、隅田川河口付近を渡河して下総国府に向かうルートが想定されており、豊島駅は浅草付近に求められている。この事については、中島は豊島郡家が九世紀代で終息するとみられることから、十世紀前後に豊島駅が移転したものとみている。

②⑫ 同遺跡の概要は、大川清・大野順敏「長者原遺跡―都筑郡衙推定地―の調査」日本歴史四〇六、一九八二。による。

②⑬ 『続日本紀』宝龟二年一〇月二七日条

②⑭ 秋山元秀「武蔵国」、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』I、大明堂、一九七八、一七〇―一七二頁。木下良「東海道」、木下良編『古代を考える』古代道路「吉川弘文館」、一九九六、六七―六九頁。

②⑮ 同遺跡の概要は、「弥勒寺東遺跡第五次発掘調査現地説明会資料」一九九八。田中弘志「弥勒寺東遺跡（美濃国武義郡衙）の調査」(一九九九年 条里制研究会大会発表資料)。による。

②⑯ 野村忠夫「律令官人制の研究」吉川弘文館、一九七〇。

②⑰ 『新修関市史』通史編、一九九六、六一―九頁。

②⑱ 長瀬 仁「弥勒寺東遺跡Ⅱ武義郡衙説について」文献史学からの試論―岐阜史学九一、一九九六。

②⑲ 牟義都氏については、立春早朝の井水供御の宮廷儀式に関与していたことが『延喜式』主水司に記されている。長瀬によれば、この儀式は『続日本紀』養老元年（七一七）二月丁亥条に記される美濃国からの禮泉貢納がやがて形式化し宮中行事化したものとされるが、牟義都氏と水との関わりを考える上で示唆的といえる。

③⑩ 同遺跡の概要は、栗東町教育委員会「岡遺跡発掘調査報告書 一次・二次・三次調査」一九九〇。による。

③⑪ 足利健亮「日本古代地理研究」大明堂、一九八五、三三三―三三八頁。

③⑫ 前掲③⑪。

③⑬ 同遺跡の概要は、a 「小郡市史」第一巻 通史編 地理・原始・古代、一九九六。b 宮田浩之「筑後国御原郡衙Ⅰ」考古学ジャーナル四一八、一九九七。による。

③⑭ 木下良「肥前国」、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』IV、大明堂、七二―七四頁。

③⑮ 福岡県教育委員会「九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書一 一 小郡市所在前伏遺跡の調査」一九八七。

③⑯ 山村信榮「大宰府周辺の道路遺構」季刊考古学四六、一九九四。

③⑰ 福岡県教育委員会「九州横断自動車道関係埋蔵文化財調査報告書二 一 福岡県三井郡大刀洗町所在宮巡遺跡・春園遺跡・十三塚遺跡」一九九三。

③⑱ 前掲③⑰ a、八二〇―八二二頁。

- ⑳ 松村一良「西海道の官衙と集落」、『新版古代の日本』第三卷 九州・沖縄、角川書店、一九九一。
- ㉑ 太刀洗町教育委員会『太刀洗町文化財調査報告書第一四集 下高橋馬屋元遺跡』一九九七、一三頁。
- ㉒ 福岡県教育委員会『福岡県文化財調査報告第一三三集 下高橋馬屋元遺跡（乙）』一九九八、九頁。
- ㉓ 前掲①、九一九二頁。
- ㉔ 前掲①、九一九二頁。
- ㉕ 前掲①、九一九二頁。
- ㉖ 前掲①、一三頁。
- ㉗ 中村太一『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館、一九九六、六一頁。
- ㉘ 第一章 前掲③、三八八―三八九頁。
- ㉙ 先に引用した『出雲国風土記』巻末記にみえる「国府、意字の郡家」（原文「国府意字郡家」）との記載については、「国府たる意字郡家」と解し、『風土記』編纂時において出雲国府は独立して存在せず、意字郡家に併置されていたとする見方もある（青木和夫『日本の歴史5 古代豪族』小学館、一九七四、一〇七頁）。これを妥当とするならば、『風土記』に見られる出雲国の郡家立地とは、基本的には国府成立以前の状況を反映したものであるであろう。
- ㉚ 高井悌三郎「北関東の古代官衙跡」『仏教芸術』二二四、一九七九。
- ㉛ ただし、移転後の鹿島郡家については、『常陸国風土記』の編纂時期との関連から、七一〇年代には造営が開始されたものと見られており（前掲⑤ 二四一頁）、鹿島郡家の移転時に常陸国府が成立して
- たかどうかは微妙である。
- ㉜ 御原郡家・芳賀郡家の移転先に比定される下高橋遺跡・中村遺跡では、郡家移転以前から官衙的施設が造営されており、移転に際して郡家施設としての拡充整備が図られたものとみられる。したがって、全く新規に郡家の設置場所が選ばれたということにはならないが、少なくともこれらの先行官衙的施設が上記のような交通条件にあったことも郡家移転先決定の一つの要因であったであろう。
- ㉝ 田辺昭三「古代の地方官衙跡——推定明石郡衙跡の発掘——」『日本美術工芸』四八五、一九七九。
- ㉞ 山中敏史「遺跡からみた郡衙の構造」狩野久編『日本古代の都城と国家』塙書房、一九八四、一〇五頁。
- ㉟ 園井正隆「筑後国御井郡衙」考古学ジャーナル四一八、一九九七。
- ㊱ ヘボノ木遺跡南地区では八世紀中頃から一一世紀初頭の道路分岐点遺構（道幅二―三メートル）が検出されている。（前掲⑤）
- ㊲ 矢野和昭「豊前国上毛郡衙」考古学ジャーナル四一八、一九九七。
- 新吉富村教育委員会『大ノ瀬下大坪遺跡Ⅱ 新吉富村文化財調査報告書 第一集』、一九九八。
- ㊳ 第一章 前掲③、三八九頁。
- ㊴ 鹿牧令置駅馬条
- ㊵ 『令義解』鹿牧令置駅馬条
- ㊶ 公式令給駅伝馬条
- ㊷ 鐘江浩之「計会帳に見える八世紀の文書伝達」『史学雑誌』二〇二二、一九九三。

四 おわりに

本稿では『出雲国風土記』と各地の郡家遺跡の検討を通じて、律令時代の郡家立地について考察してきた。以下、本稿の考察結果をまとめ、結びとしたい。

出雲国の郡家はいずれも、近隣の郡家および国府へと通じる交通路沿いに立地し、広域交通に優れた地点に位置するものであった。また、出雲国の郡家は郡内諸郷へのアクセスという点でも有利な位置にあったとみられ、郡家の占地の際に郡内交通の便もある程度考慮されていた可能性がある。ただし、郡内諸郷の分布状況からすれば、これらの郡家の占地に際しては、まず広域交通の便が重視され、その上で郡内交通の便が考慮されたものと考えられる。

このように出雲国では、国府を中心として展開する国内交通路網上に諸郡家が有機的に配置される構造が顕著に見取れるのであるが、このような郡家配置は郡家建設頭初から意図されたものではなかったと思われる。各地の郡家遺跡の立地を検討すると、国府成立以前の七世紀末から八世紀初頭に創設された郡家に関しては、国府や近隣郡家との交通の便というよりも、広域交通路沿いに立地すること自体が重視されていたものと考えられる。そして、そのような広域交通路とは、在来の交通路であったり、駅路であったり、河川であったりするが、いずれにしても各地域の幹線交通路として機能するものであった。したがって出雲国の郡家にしても、個別的に各地域の幹線交通路沿いに建設されていたのが、結果的に国内交通路網における郡家の有機的な配置の実現に至った可能性が高い。

一方、郡家立地において国内交通の便が意識されるようになったのは、第Ⅱ四半期を中心とする八世紀前半から八世紀中頃にかけての全国的な国府の成時期以降とみられ、国郡支配体制が確立されていく中で、国府―郡家間交通や郡家間交通の重要性が高まったものと思われる。八世紀以降の郡家の中には、国府や国内諸方面への連絡の上でより有利な位置へと移転する事例や、交通路を基軸とした施設配置がとられる事例などが見受けられるようになるが、郡家の立地上ないし

形態上のこのような変化は、国府を中心とする国内交通路網上に改めて郡家を位置づける側面を有していたものと思われる。

以上が本稿の各章のまとめである。従来、郡家立地については、漠然と交通路との近接関係が唱えられ、郡家建設の際に考慮された条件については、国府や他の郡家との交通の便や、郡内交通の便といった条件が並列的に推定されるにとどまるものであったが、本稿では、①郡家建設の際には、第一に一郡レベル以上の広域交通の便が重視され、郡内交通の便は、郡家の立地条件としては副次的条件であったとみられること、②国府成立以前に創設された郡家については、国の領域的枠組みにとらわれずに各地域の幹線交通路沿いに立地したみられること、③国府の成立以降、国府を中心とする国内交通の便が意識されるようになった可能性が考えられること、の諸点を指摘した。とくに②から③への変化は、国郡制による重層的な地方支配体制の整備過程を反映するものとして理解することができよう。ただ、いずれにしても、郡家立地に関しては一郡レベル以上の交通の便が意識されていたことには留意しておきたい。郡（評）という地方行政単位が、国家による一元的領域支配の末端を担う行政区画として創出されたものである以上、その行政拠点とは当然、中央政府や近隣地域との連絡に優れた地を選んで置かれるべきものであったのだろう。

なお、五〇〇以上にのぼる律令期の郡の総数からすれば、本稿で言及しえた郡家はほんの一例に過ぎない。また、既に知られる郡家遺跡にしても、その性格や存続時期などについてはなお不明な点も多い。そのような意味では、本稿は限られた事例の中で推測を重ねた一試論であり、調査事例の増加を待つて今後も検討を続けていく必要がある。

また、郡家は必ずしも郡内の一ヶ所のみで行政・交通に関わる全ての機能を果たし得たわけではなく、郡家関連施設が郡内他所に分置されることもあったが、本稿ではこのような事例について十分な検討を加えることができなかった。これに関連していえば、近年、郡における伝馬や食糧の供給機能が注目され、律令制下の交通制度において、郡と駅が相対的に別個の交通機能を有していたことが指摘されている^②。そしてこれに伴い、古代交通体系についても、郡家間を結ぶ交通

路を伝路と称し、駅路と対比すべき概念として提示する動きが出てきている。しかし、郡家関連施設が分置されていた可能性を考慮するならば、郡における供給が、はたして郡家のみで行われていたのかという問題については検討の余地がある。伝路概念については伝馬の運用の側面から疑問視する意見もみられるが、^④郡家と伝馬制の具体的関係についてはなお不明な点も多い。古代地方交通の実態および古代交通体系において郡家に期待された機能を解明することは今後の検討課題となつてこよう。これらについては別稿でとりあげることにした。

① 郡の前身である評の性格については拙稿「評領域の成立基盤と編成過程」人文地理五〇―一、一九九八、を参照。

② 大日方克己「律令国家の交通制度の構造」日本史研究二六九、一九八五。

③ ①原秀三郎「駿河国府と安倍市」『静岡市史』原始・古代・中世、

一九八一、②佐々木虔「律令駅伝制の再検討」竹内理三先生喜寿記念論文集編「律令制と古代社会」東京堂出版、一九八四、③木下良 a 「近年における古代道路研究の成果と課題」人文地理四〇―四、

一九八八、b 「日本の古代道路」古代文化四七、一九九五、c 「古代道路の複線的性格について」古代交通研究五、一九九六、④市大樹「律令交通体系における駅路と伝路」史学雑誌一〇五一―三、一九九六など。

④ ①永田英明 a 「律令国家における伝馬制の機能」交通史研究二三、一九九二、b 「七道制と駅馬・伝馬」古代交通研究七、一九九七、②森田悌 a 「伝馬制の考察」続日本紀研究二八五、一九九三、b 「伝馬小考」信濃四九―七、c 「伝馬制補考」古代交通研究八、一九九八。

〔付記〕 本稿作成に際しては、平成一〇年度文部省科学研究補助金（特別研究奨励費三三五四）を使用した。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程 日本学術振興会特別研究員）

The Location of County Seats in Ancient Japan

by

KADOI Naoya

It has been pointed out that county seats in ancient Japan tend to be located at a convenient place for the traffic. But previous studies have only mentioned the neighboring location to roads. These have not discussed the details about the accessibility to major roads or waterways yet. By examining '*Izumonookuni-Fudoki*' (an ancient topographical description of the Province of Izumo) and the location of ruins of county governmental facilities, this paper will argue that the most important requirement of the location was the accessibility to outside counties rather than within the country. It seems that many county governments founded before the establishment of provincial capitals, tended to be located at the trunk of the road in each traditional area, without considering the regions of the province. Presumably, it was after the establishment of provincial capitals that the accessibility within a province became important.

Philanthropy in Modern England

by

KANAZAWA Shusaku

Since the middle of the 18th century, England had seen the rapid increase of various philanthropic activities. The sick, the poor, black slaves, and even animals, were assisted, saved, or liberated, not by the central or local authorities, but by voluntary charities. This paper will consider the significance of such activities in English society from the 1750s to 1850s.

The Studies of English philanthropy have recently increased since the limitations of the welfare state system, which is regarded as more advanced than